

府政報告 日本共産党京都府会議員団

No. 1869

発行 2006年10月13日 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 E-Mail giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

京都府議会 9 月定例会が閉会したことをうけて、日本共産党府会議員団の松尾孝団長が「京都府議会 9 月定例会を終えて」報告を発表しました。

京都府議会 9 月定例会を終えて

2006年10月10日
日本共産党京都府会議員団
団長 松尾 孝

9 月 21 日から開かれていた 9 月定例会は、1 日会期を延長し 10 月 7 日閉会した。

今議会は、医療制度、介護保険制度、障害者自立支援法など国の福祉・医療制度の相次ぐ破壊と負担増の押し付け、新たな「認定こども園」制度の導入、「品目横断的経営安定対策」による農業・農村のいっそうの破壊など、国の悪政から、府民をどうまもるのが問われた議会であった。

また、来春のいっせい地方選挙を前に、「一票の格差」を是正し、府民の意思を公正に府議会へ反映させるための「府議会議員の定数是正」を行うことが求められた議会であった。

わが党議員団は、本会議や委員会、府民の暮らしの実態をもとに、府政が国の悪政から府民を守る「防波堤」の役割を果たすよう求め奮闘した。

また、議案として災害対策復旧費や障害児施設利用者の負担軽減、和装関連産業緊急対策などの補正予算他 14 議案が提案され、わが党議員団は和田埠頭関連橋梁建設の契約議案 2 件に反対し、他の議案は賛成した。

1、「痛み押しつけ」の 5 年余の小泉政治によって、京都経済と府民の暮らしはますます深刻になっている。

いま「ワーキング・プア」といわれるように、働いても働いても豊かになれない、それどころか生活保護以下の収入しか得られない事態が広がっている。とくに青年の雇用の実態は深刻で、「青年雇用大調査」への回答では「正社員になりたい」「給料が安く、休めない。どのようにこどもを持って生活していけばよいのか」といった「先行き不安」、「自立や結婚できない」深刻な青年の声が寄せられている。こうした声を紹介し、格差社会と多くの青年を不安定雇用に追いやった小泉構造改革への認識をただしたのに対し、知事は雇用状況について「大幅に改善した。小泉内閣が誕生し、自分が就任時と比べれば隔世の感がある」と小泉構造改革を評価する発言を行った。しかし、同時に「臨時雇用が多くを占めており大きな課題がある」と不安定雇用の拡大を認めざるを得なく、これまで「国で行われている。」と拒否してきた派遣労働者の実態調査を「パート労働者等に関する実態調査」のなかで今年度行うことを初めて表明した。また、これまで「誘致企業に一定の割合で正規雇用の拡大などを求めるべき」とのわが党議員団の要求に対し、「そんなことを要求すれば企業がこなくなる」と拒否してきたが、今回「企業誘致条例」の見直しにあたって「立地補助金のうち、雇用補助金を正規の従業員雇用の促進に資するよう充実する」とし、「安定雇用」「正規雇用」をもちこんだ中間報告を行った。

こうした事態は、民主党議員の「正規雇用を求めるのは時代遅れ」との攻撃などがあるもとでも、「円山青年一揆」など青年の自覚的な運動と多くの労働者、府民の世論と運動、そして議会における日本共産党の論戦が、府政をうごかしはじめていることを示している。

今後とも、雇用問題の改善へ、府民とともに奮闘するものである。

2、障害者自立支援法、医療制度や介護保険制度の改悪は、府民に大きな負担を押しつけるものとなっている。

今回、障害者自立支援法の施行にともなって、障害児施設を利用する障害児の負担軽減措置と施設経営安定対策として、緊急の無利子融資が予算化された。これらは多くの関係者の運動が実ったものである。しかし、児童デイサービス利用者は、負担軽減の対象からはずされたため、障害者施

設利用と格差が生じる事態となっており、引き続き改善を求めた。また、施設運営について、報酬単価の引き下げや日額計算方式が施設経営を困難に追いやっており、国におけるこれらの改善を要求するとともに、府として運営費助成を行うよう求めた。

障害が重いほど負担が大きくなる「応益負担」の導入は「サービスは必要に応じて、負担は能力に応じて」の福祉の原則とは相容れないものである。ところが知事は「応益負担の撤回を求めるべき」との質問に、「負担軽減措置をとっているのに、応益負担というのか」と居直りの答弁をおこなった。ここには知事自身が「受益と負担」と繰り返し強調してきたように、サービスを受ければ、相応の負担をするのは当然とし、自治体の福祉行政を、すべての住民が、人間らしく生きるための施策から、負担に応じたサービスに引き下げる考えを示すものである。

自民、公明、民主などが、わが党議員団が提案した「応益負担の撤廃」を求める「障害者自立支援法の抜本改正を求める意見書案」に反対し、対案を提出し、「障害者自立支援法」を「障害者の自立を促進し、福祉サービスを安定・拡大させることを目的に」制定されたものと評価していることは、障害者や関係者の声に背を向け、国いいなりの知事態度を容認するものである。

介護保険制度の改悪で、介護ベッドや電動車いすの取り上げなど、障害の程度が低い高齢者や低所得者が排除される深刻な事態が生まれている。しかし、知事は「制度維持のために」府が多くの負担をしていることを強調し、なんら具体的な支援策を示さなかった。

また、わが党議員団が提案した「軽度者」に対する介護ベッドなど福祉用具の取り上げの中止や介護施設の居住費・食費の負担軽減措置などを求める「介護保険制度の緊急改善を求める意見書案」を自民・民主・公明などオール与党は否決した。これらの党は国会でも制度改悪を強行し、府議会でも府民の切実な声に背を向け、新たな痛みを府民に押し付けようとしている。

3、医師不足問題は、北部地域のみでなく南丹地域や山城地域でも深刻な事態となっている。わが党議員団は、この間、医療機関や医師との懇談、アンケートにとりくみ、切実な声をもとに、府が医師確保・派遣の新たな体制をつくることや府立医科大学での地域医療を担う医師の養成、奨学金制度の確立など「医師確保と地域医療を守る日本共産党の五つの提言」を本議会中の10月4日に発表し、知事あて申し入れを行った。

これらをもとにした代表質問で、知事も「府として実効ある対策を講じるため、府立医大と連携し、新たな医師派遣システムの構築にむけて、現在、派遣医師の処遇等の取り扱いや医療センターの機能拡充を含め検討している」ことを明らかにした。これまでから、わが党議員団が「府として医師確保・派遣を」と求めてきたが、知事は「京都には医師が多い。医師確保は設置者の責任」としてきた。しかし、今回「新たな医師派遣システムの検討」を表明したことは、一歩前進である。わが党議員団は、どの地域に住んでいても安心して医療が受けられる地域医療体制を築くため、「提言」の実現めざして医療関係者や広範な府民と力をあわせて奮闘するものである。

4、小泉改革で京都経済は大打撃を受け、「景気は回復基調」といわれるもとでも府内の8月の企業倒産は、過去最悪水準となった。とりわけ、和装販売大手「たけうちグループ」の倒産は、従業員5400人、うち府内関連労働者1600人が職を失い、多くの関連企業が連鎖倒産の危険に直面する深刻な事態を招いている。丹後機業ではすでに8月に27%の生産調整をおこなっており、今回の事態は、いっそう大きな先行き不安を与えている。わが党議員団は、「緊急対策本部の設置」やセーフティネットの5号指定、別枠の繋ぎ資金融資制度の創設など求めた。知事は「連鎖倒産の防止のため1号の早期指定及び5号指定の継続拡大を国に要望。和装産業取引改善等特別融資や経営支援特別融資などで対応する」と答弁した。今後とも、関係者の要望をもとに、京都の和装産業を守るため奮闘するものである。

また、先の国会で成立した農業構造改革関連法によって、日本農業を支えてきた家族経営や零細農家切り捨てが進められるもとの、京都の農業と農村をどう守るかが問われている。わが党議員団は、こうした国の農政の転換を国に求めること、農業・農村を守る基本条例を制定すること、生産費を償う価格保障・所得保障制度の拡充、農家の知恵と力をあつめた集落営農組織への支援などを求めた。しかし、理事者は、国の農政をそのままに引き続き規模拡大や効率化を求め、検討中の「農の担い手確保・育成アクションプラン」でも、価格保障・所得保障の検討はなんらなく、農業ベンチャー法人等の確保・育成や農地流動化システムの構築など、大規模農家などの育成・強化を図ろうとするものとなっている。これでは、いま危機に直面している京都の農業と農村を守ることはで

きない。わが党議員団は、いまとりくんでいる農業関係者との懇談やアンケート活動をさらにすすめ、農業と農村を守るため奮闘するものである。

一昨年の台風23号被災に続き、7月豪雨で京丹後市・間人地区などで大きな被害をもたらした。土砂災害の危険が大きいもとで「避難勧告」がだされなかったことなど、大きな課題を残しており、いっそうの防災体制の強化が求められている。同時に、生活再建支援法の指定要件を満たしていないため、被災住宅の再建支援がない事態となった。わが党議員団は、豪雨、台風、地震など自然災害によって、住宅が損傷・破壊された際、支援できるよう、国に指定要件の緩和を求めるとともに、府として恒常的な住宅再建支援制度を創設するよう求めた。

5、今議会には、「認定こども園の認定基準に関する条例」（案）骨子や「京都府大学改革基本計画（中間案）」「京都府建築物耐震改修促進計画（中間案）」などの検討状況が報告された。

「認定こども園」は、先の国会で関連法が成立したが、これはいままで市町村がおこなっていた「保育に欠ける子」の保育に対する公的責任を投げ捨て、保育園との直接契約、保育料の「自由設定」、職員配置基準や施設基準の緩和など、民間企業にあらたなもうけの場を提供しようとするものである。

わが党議員団は、こうした狙いを明らかにするとともに、府の条例において、公的責任の明確化と保育園や幼稚園の現行水準の後退を招かない条例とするよう強く求めた。しかし、府が条例案骨子として示したものは、ほとんどが国のモデル案のままである。12月議会の条例提案にむけ、多くの関係者、府民の声が反映されるよう、奮闘するものである。

「府立大学改革基本計画（案）」は、六月議会において知事が大学関係者の合意もないままに「08年4月に1法人2大学の独立行政法人化をすすめる」と表明したのをうけて作成されたものである。しかし、知事は「なぜ、法人化しなければならないのか」、「すでに法人化した東京や横浜、大阪などで生じている混乱や教育・研究の後退を生じさせない保証はあるのか」との質問に対し、なんらまともに答弁ができなかった。自民党の議員も「なぜいま、独立法人、民営化なのかということがもう一つわからない」と発言し、公明党議員も「気がかりな点がある。まず法人化ありきで、効率化のためとの印象を与えていないか」といわざるを得なくなっている。

知事のトップダウンで「法人化」を既成事実として強行するのではなく、「計画」は撤回し、大学関係者はもとより、広く府民の声をもとに100年を超える歴史を持つ府立医科大学や付属病院、府立大学のあり方を検討すべきである。

「建築物耐震改修促進計画（中間案）」では、「耐震診断・改修の促進を図るための支援をおこなう」ことを明らかにした。これは、国の制度改正と一体のものであるが、長年建築労働者を中心とした運動が一定実ったものであり、わが党議員団は引き続き耐震改修に実効性ある制度となるよう奮闘するものである。

「乳幼児医療助成制度等福祉医療制度のあり方（中間案）」も報告された。乳幼児医療については「経済的及び精神的負担の軽減につながる対象年齢の引き上げなど助成対象の拡大」「緊急性にかんがみ早期の実施」が盛り込まれた。これも長年の運動と世論に応えざるを得なくなったものである。すでに、府内の多くの市町や東京都などが小学校卒業まで助成を拡大しており、「通院8000円の自己負担をなくしてほしい」の声に応えた改善となるよう引き続き府民のみなさんと力をあわせて奮闘するものである。また、この医療制度検討の中で母子医療の所得制限の引き下げや、老人医療制度を「年齢のみを主な理由にした優遇制度は見直す時期」として改悪する方向が示されている。こうした改悪を許さず、社会的に弱い立場や低所得の人々をしっかりと支える福祉医療制度となるよう奮闘するものである。

6、今議会には、乙訓2市1町の住民32180人から、府営水道協定を抜本的に見直すことと、府営水道料金の引き下げを求める請願が提出された。これは乙訓地域の異常に高い水道料金と、水道会計の多額の赤字を抱える原因となっている府営水の押し付け問題の解決を求める切実な住民の願いであり、2市1町の首長からも毎年、協定水量の見直しが求められてきたものである。

ところが、総務常任委員会での請願審査では向日市選出の新政会の委員が「契約者である地元市長などに言うべきこと。」と不採択を主張し、民主の委員も「ダムの建設とかその償還も含めて、受給者負担だということで協定が先にできている。」と高い水道料金や使わない水の負担も「受給者負担は当然」との態度をとった。これは、もともと工業用水と上水道の二つの計画を一本化し、

過大な水需要予測をもとに建設をすすめた府の責任であることは明白であり、さらには企業が府営水を使用しないもとの、その分まで住民に負担を上乗せする道理のないものである。しかも、府営水道条例では、知事と受水市町が協議をして「基本水量を決める」となっているにもかかわらず、これを拒否し続けている府の態度には何の道理もないものである。

こうしたことに背を向けて住民と市町に過大な府営水を押し付ける自民、民主、新政の態度は、許されない。わが党議員団は、引き続き基本水量の全面的な見直しと府営水道料金の引き下げ実現のため奮闘するものである。

「京都肝炎友の会」からウイルス性肝炎対策の推進を求める請願が、与党会派の紹介で提出され、全会一致で採択された。本来なら請願者の意向を尊重し、委員会として国への意見書案を取りまとめるべきところ、与党会派は委員会提出を拒否し、会派としての意見書提出も表明しなかった。わが党議員団は、国と製薬企業の責任を明確にし、請願者の要求である患者救済制度の創設など国に求める意見書案を提出した。これに対し、与党会派は要望項目はまったく同じで、国と製薬企業の責任に触れない「対案」を提出し、わが党提案の意見書案に反対した。

わが党議員団は、こうした党利党略のやり方を厳しく批判するとともに、与党案の問題点を指摘しながらも、請願者の願いを反映した与党案にも賛成し、全会一致で採択した。

7、府立高校における「難関大学進学競争」「生徒獲得競争」がエスカレートする中で、一部の「塾」主催による「山城高校専門学科説明会」が、授業時間中に、山城高校を使って開催されようとした。しかも、新聞折込の案内ビラでは「あまり公表できない問題も含まれます」と紹介するなど、公教育の場を一部「塾」に便宜供与するもので許されないものである。わが党議員団の「中止」申し入れに府教委も「特定の塾への便宜供与であり、不相当」と中止を表明した。こうした通常では考えられない事態を招いた原因は、府教委がすすめる「高校改革」が、府立高校を「特色ある学校づくり」「生徒集め競争」にかりたてているところにある。わが党議員団は、こうした生徒、父母、学校を「受験競争」に追い込む「高校改革」をあらためるため奮闘するものである。

8、府議会議員の定数是正については、6月議会以後、各会派代表による小委員会が設けられ、検討がすすめられてきた。わが党議員団は、法定定数69名に対し、すでに7名削減されており、基本は、定数69名を人口にもとづいて配分することが、一票の格差を最小限とし、住民の意思を議会に正しく反映させ、議会の機能を強化するうえで必要との立場で協議に参加した。しかし、定数増について会派間の調整が図れないもとの「3倍以上の格差は違憲状態であり、定数是正が必要」との各派の一致した考えをもとに「2増（京田辺市・綴喜郡と西京区選挙区各1増）2減（南丹市・船井郡と舞鶴選挙区各1減）」を提案した。これによって2倍以上の格差はすべて解消し、人口と議席の逆転区も19通りから4通りに大幅に改善される。

しかし、民主・公明は南丹市・船井郡の1減、自民は1増（京田辺市・綴喜郡）1減（京丹後市）を提案、新政会は自民案に同調し、小委員会では一致した案をつくるまでには至らなかった。

府議会最終日、こうした状況のもと会期を延長して、調整が図られたが、3案が本会議に提案される事態となった。わが党議員団は、民主・公明の1名減は、府議会議員の定数をさらに減らし、府民の声を議会と府政に反映させることを狭め、議会の機能を後退させるものとして賛成しなかった。そして自民案は、もっとも人口比が少ない南丹市・船井郡や2番目に少ない舞鶴市をとばし、3番目の京丹後市を削減するものであり、なんら道理がなく、党利党略で府民を愚弄するものと厳しく批判し反対した。

しかし、民主が党議拘束をはずし、1期・2期目の7名の議員が自民案に賛成、副議長が棄権するもとの、まったく道理のない自民案が可決された。これは公明党と共同提案しながら政党間の信義を裏切り、個利個略で自民党に助け舟を出すという政治家としての節操すら投げ捨てるものである。

マスコミも、「なぜ、京丹後市の減か？」と批判の声をあげているとおり、府民の厳しい批判は避けられないものである。

わが党議員団は、もっとも公正で平等であるべき定数問題を、党利党略、個利個略でもてあそぶこれらの党をきびしく糾弾するものである。

いま、国の相次ぐ悪政で府民の暮らしも京都経済も、地域も大変になっているとき、府政が暮らしと地域を守る「防波堤」としての役割を發揮することが求められている。今議会の審議を通じ、

国政でも、府政でも悪政を府民に押し付ける自民、公明、民主の姿が浮き彫りとなった。そして、府民とともに暮らしと地域を守るため奮闘するわが党議員団の役割発揮がますます重要となっている。

来春のいっせい地方選挙で、現有議席を絶対確保し、過去最高の議席獲得で、府民の暮らしを守る力をさらに大きくするため奮闘するものである。

10月7日の京都府議会9月定例会閉会本会議で、かみね史朗議員が、日本共産党議員団を代表して意見書討論を行ないました。

意見書討論

かみね史朗議員（日本共産党・京都市右京区）

日本共産党のかみね史朗です。日本共産党を代表して、わが会派提出の3意見書案、自民党など4会派提出の3意見書案に対する賛成討論をおこないます。

まず、わが会派提案の肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済に関する意見書案についてです。わが国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人いるといわれ、その多くが、輸血や血液製剤の投与、不潔な医療行為などによって引き起こされたのであり、重大な社会問題であります。B型肝炎については、先般、集団予防接種による感染事例について、最高裁判決で国の責任が認められたところであります。C型肝炎については、大阪・福岡地裁判決で、血液製剤による感染が大きな原因であり、1970年代末にはそのことを知りえたにもかかわらず血液製剤の販売・使用を中止しなかった国と製薬企業の責任が断罪されたのであります。国と製薬企業は、その責任を認めただちに控訴を取り下げ、血液製剤によって感染させられたすべてのC型肝炎患者を全面的に救済しなければなりません。

肝炎ウイルス感染の最大の問題は、感染の自覚のないまま、肝炎を発症し、肝硬変、肝がんへとすすみ、高齢化して発症しすでに手遅れというケースが多いことでもあります。そのため、国の責任で、血液製剤フィブリノゲンおよびクリスマシンを使用した全医療機関に対して、患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査をすすめる、その結果を速やかに公表させることが必要なのであります。

意見書案は、肝炎ウイルスの感染患者に対する救済がまだ十分といえないなかで、全会一致採択された京都肝炎友の会提出の請願にもとづき、フィブリノゲン製剤による感染調査の継続や治療費の自己負担の軽減措置、患者救済制度の創設など総合的な対策の実施を国に求めるものであります。議員各位の賛同をお願いするものです。

4会派提案の肝炎対策の推進に関する意見書案についてであります。肝炎患者が感染にいたった原因と国や製薬企業の責任を欠落させているという大問題がありますが、国への要望事項は、請願にもとづくわが会派提案の意見書案とほとんど同じ内容であり、対案とは到底いえないのであります。なぜ、あえて対案として提出しなければならないのか理解できません。本来、全会一致の共同提案とすべきものであります。わが会派の意見書案に反対し否決する意図からであれば、まったくの党利党略であり、請願者の願いに真摯にこたえないものであるといわなければなりません。

次に、わが会派提案の介護保険制度の緊急改善を求める意見書案についてです。本年4月から改正介護保険法が実施され、「要介護度が低い」とされた高齢者から、介護保険で利用してきた介護ベッドや車いす、さらにヘルパーやデイサービスなど生活に欠かせないサービスが取り上げられる深刻な事態が生まれています。

これまでも介護保険制度は、年金から容赦なく保険料を天引きしながら、基盤整備の遅れから特別養護老人ホームに入所できない、1割の利用者負担によって低所得者はサービス利用を手控えざるを得ないなど「保険あって介護なし」ときびしい批判をうけてきました。

今回の制度改悪は、介護施設での給食費・居住費の負担増に加えて、要介護度が低いとされた高齢者を介護保険制度のサービスから排除するものであります。このような介護保険制度のいっそうの変質・後退は、断じて許されないものであります。この点では、介護保険制度の相次ぐ改悪を強

行した自民党、公明党、さらに今回の改悪介護保険法に賛成した民主党の責任がきびしく問われるのであります。

わが会派提出の意見書案は、介護保険制度を緊急に改善するため、機械的な介護認定の改善をはじめ、要介護度が低い高齢者の介護報酬の改善と利用限度額の引き上げ、福祉用具とりあげの中止、介護施設の居住費、食費の負担軽減、地域包括支援センターへの支援強化などを国に求めるものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

次に、わが会派提案の障害者自立支援法の抜本改正を求める意見書案についてです。10月1日には、障害者自立支援法施行から半年、その欠陥を明らかにする市民フォーラムが開催され、250人の障害者、関係者、市民が参加しました。私も朝から夕方まで参加して切実で生々しいお話をたくさんお聞きしました。会場で9月におこなわれた障害者300人のアンケート調査結果が発表されましたが、18%の人がサービス利用を手控えたことが明らかになりました。18%にとどまったのは生活のために減らすわけにいかないからであります。また73%の人が生活が苦しくなったと答え、81%の人が応益負担に反対であることが明らかにされました。分科会では、グループホームを9月末で閉鎖せざるを得なかった話など、事業者の方々の苦境が次々語られました。私は、障害者自立支援法の応益負担によって、いかに障害者や家族、事業者のみなさんが苦しめられているか、あらためて思い知らされました。この稀代の悪法を強行した自民党、公明党の責任をきびしく問うものであります。

わが会派の意見書案は、障害者が安心して暮らせる社会をつくるために、福祉の理念に根本から反する応益負担の撤廃を求めるとともに、事業者の報酬単価の引き上げや日割り計算方式の見直しを求めるなど、障害者自立支援法の抜本改正をただちに求めるものであり、まさに時機にかなった意見書案であると確信するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

4会派の障害者自立支援制度の充実に関する意見書案についてであります。障害者の要求を反映したものとなり賛成であります。しかし、障害者や家族、関係者がつよく廃止を求めている応益負担制度について、まったく問題にしていないことは重大であります。負担軽減は、激変緩和措置としておこなわれているものであり、応益負担の制度が続く限り、障害者への重い負担のしかかります。応益負担が障害者福祉とは両立しないことを理解すべきであります。先の厚生労働委員会で民主議員が「1割負担は無謀であり反対」と述べましたが、この発言からかけ離れていることを指摘しておきます。

最後に、4会派提案の私学教育の振興に関する意見書案についてです。私学教育の振興をはかることは、本府の公教育と社会発展に大きく寄与するものであります。本意見書案は、公私立学校間の格差を縮め、保護者の経済的負担の軽減や教育条件の維持向上をはかるため、私学教育振興のいっそうの充実を求めています。

わが議員団は、私学振興の立場から私学の経常経費に対する二分の一の助成をすみやかに実現すること、高い授業料の父母負担を軽減するために、直接助成の充実を一貫して求めてきました。本意見書案は、明示していませんが、私学助成の一層の増額を含んだ内容であると受け取れるものであり、賛成するものであります。

なお、国の私学助成予算が2004年度に6151億円から今年度の6225億円に増額しているのに、本府の私学助成予算は2004年度の197億円から今年度の195億円と2億円減額しています。本府の私学助成増額への努力も強く求められていることを指摘しておきます。以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

10月7日開催された9月定例会閉会本会議で、原田完議員が日本共産党議員団を代表して議案討論を行ないました。

議案討論

原田 完議員（日本共産党・京都市中京区）

日本共産党の原田完です。日本共産党府会議員団を代表して、ただいま採択に附されております議案14件のうち、第9号及び10号議案の2件に反対、残るすべての議案に賛成する立場で討論します。

まず、第一号議案、平成18年度京都府一般会計補正予算についてです。予算編成の基本は、7月豪雨の災害復旧と防止対策、障害者自立支援法の実施にともなう障害児施設利用者の負担軽減措置、和装関連産業緊急対策など緊急課題に対応するためのもの、また、北部産業活性化拠点の整備、地域医療教育推進費など、自治体として当然求められる必要な措置であり賛成するものです。

しかし、府民の暮らしといのちを守る上では、より踏み込んだ対策が必要です。

まず、7月豪雨の災害復旧と防止対策についてです。一刻も早い災害復旧に全力をあげることを求めるものですが、今回の災害においても個人の住宅被害については、生活再建支援法の指定要件を満たさないため適用の対象外とされ、支援制度がありません。しかし、豪雨・台風、地震などの自然災害によって、府民の住宅が損傷・破壊されることはいつ起こるか分かりません。住宅再建は、生活再建の土台であり、府として、国に地域指定要件の緩和を強く求めるとともに、一昨年の台風23号災害の際、本府が行った被災住宅等に対する再建支援策を恒常的な制度として確立するよう強く求めるものです。

次に、障害者自立支援法の施行にともなう負担軽減対策についてです。

まず事業者の経営安定対策であります。今回、緊急の無利子融資が行われることになりましたが、事業者の経営困難を根本的に打開するためには、報酬単価の引き上げや報酬の日払い方式の是正が必要であり、国に強く要請すべきであります。同時に事業者の経営安定のために府独自に運営費に対する助成を実施するよう求めるものであります。

もう一つは、障害児の療育への負担軽減対策についてです。障害児施設を利用する障害児の負担軽減は実施されましたが、発達障害児などの療育をおこなう事業として障害者自立支援法に位置づけられた児童デイサービスについては、負担軽減の対象から除外されています。非課税の世帯で、同じ10日間、通所の療育を受けるのに障害児施設なら一ヵ月900円ですむのに、児童デイサービスなら7500円かかるというのは、均衡を欠く話ではないでしょうか。市町村と協力して、児童デイサービスを利用する障害児も同等の負担軽減が図られるよう求めるものであります。

さて、知事は久守議員の「応益負担の撤回を求めるべき」との質問に対し、「所得区分に応じて上限を決めてやっている。これを応益負担と思うのか。それをしっかり定義をせずに応益負担をおかしいとするのはおかしい」と声を荒げました。しかし知事、応益負担とは、厚生労働省も「サービス量に応じた1割の定率負担」としているとおおり、障害が重く、多くの支援を必要とする人にほど、重い利用料負担を強いるものに他なりません。これは、「サービスは必要に応じて、負担は能力に応じて」という福祉の大原則を根本から突き崩すものであります。だからこそ、国も制度開始と同時に、申し訳程度の負担軽減制度を導入せざるを得なかったのであります。しかし、これも当面の激変緩和措置にすぎません。知事の姿勢というのは、結局、負担軽減制度をやっているから、応益負担に問題はないというものであり、国の代弁そのものであります。知事は、憲法に明記された障害者の人権と社会保障の根本は生存権の保障であることを改めて銘記すべきであります。このことを厳しく指摘しておきます。

次に、地域ケアあり方検討費についてですが、これは、療養病床を有する各医療機関の転換等の意向について調査集約するものであります。その目的は、国が医療保険給付費の抑制に筋道をつけるため、療養病床の廃止・削減などの数値目標の達成を都道府県に押し付けようとするものであり、今後、「医療費適正化計画」や「介護保険事業支援計画」「地域医療計画」等に反映させるものであります。

国のこうした医療費抑制策については、医師会をはじめ、医療関係団体からも厳しい批判の声が

あがっています。特に、療養病床を6割削減する方針について、このとおり具体化されることになれば、府内で現在7500床ある療養病床が3000床にまで減らされることとなります。すでに、4月1日からの診療報酬の引き下げで療養病床をもつ医療機関が大変な経営難におこまれており、一般病床への切り替えや、休止に追い込まれる事態が相次いでいるのです。こうした中で、「在宅へ帰ったかたが2名なくなった。今後、医療難民、介護難民が出る」など深刻な声が出されており、こうした事態に拍車をかけるやり方は絶対に認めることはできません。

調査では、むしろ深刻な事態におかれた医療機関の率直な声や患者の声に耳をかたむけ、療養病床の削減中止、診療報酬の引き上げなど現場の切実な要望を改善するよう国に働きかけるべきです。強く求めておきます。

次に、産業・雇用対策についてです。

産業立地戦略21特別対策事業費補助金は、その名称が「雇用創出のための企業立地・育成条例」となっているように、雇用問題の改善につながらなければ補助金の目的は達せられません。

私ども日本共産党議員団が重ねて指摘しているように、いま非正規雇用の拡大が大きな社会問題となっています。知事も私どもの質問に対して、ようやく派遣労働者等の「実態調査」を約束されたわけですから、青年労働者のおかれている実態を詳細につかみ、特に本府が補助金を出す企業に対しては、立地計画の段階から雇用計画を求め、正規雇用の拡大と安定雇用に資するよう指導・改善される事を強く求めておきます。

また、京の着物元気づくり事業費についてです。3月の愛染蔵に続く8月末の「たけうち」の倒産で約750億円、和装需要の2割近くが減少する事態になり、債権者は2400社と言われ、室町や京友禅、西陣、丹後の産地は大変厳しい状況です。雇用問題でも、京都関係で1600人が職をなくすと言われています。

このような中で、丹後機業も深刻です。丹工では減産体制を敷き、8月には前年比-27%の生産調整がおこなわれ、秋の需要期に期待を持っていたにもかかわらず、今回の倒産が大変なショックを与えています。これ以上、京友禅や西陣、丹後の業界に生産意欲を失わせる状態が続けば、産地そのものの存続にも影響を与えかねません。さらに、「たけうち」の在庫が投げ売りされれば、異常な低価格新柄も含めた流通への影響が起これるのではないかと懸念されています。

いま、真に求められているのは、事業者の生産意欲の高揚、消費者の消費意欲を高めるための支援強化とものづくりと職人への支援です。本府として、業界の悉皆調査をおこなうなど、責任ある緊急の実態調査を行い、必要な対策を講じられるよう強く要望するものです。

次に、京都府射撃場の土壌対策費についてです。今回の予算計上を含め、土壌対策に要する費用は10億円を超えるものとなっています。この施設は京都府の施設ですが、直接の管理運営に責任を負っていた京都府クレ射撃協会に責任を求めることは当然のことです。協会の「応分の負担」について、府として協議・要請されることを求めておきます。

最後に、第9号及び10号議案の和田埠頭建設にかかる契約案件についてです。舞鶴・和田ふ頭建設は、これまでから、過大な貨物取扱量をもとにした建設計画であり、「船のこない港になる」と指摘してきました。このことは、いま、和田ふ頭建設の前提になっている舞鶴港「港湾計画」の大幅な見直しが迫られているように、明らかとなっています。こうしたムダな大型公共事業は中止し、住民にとって必要な道路建設をすすめるべきであり、この契約案件については反対です。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

10月7日の閉会本会議において、日本共産党議員団が提案した、議員定数是正の条例改正案について、前窪義由紀議員が提案理由の説明をおこない、新井進議員が賛成討論をおこないました。

定数改正条例案 提案理由の説明

前窪義由紀議員（日本共産党・宇治市及び久世郡）

日本共産党の前窪義由紀です。

私は、ただいま議題となりましたわが党議員団提案の「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」について、提案理由の説明をおこないます。

議員の定数や、選挙区ごとの定数の問題は、憲法で要請されている1票の平等制という原則にのっとり、地方自治法や公職選挙法で、その原則が定められております。都道府県議会の議員の定数については、地方自治法90条2項において、都道府県の人口区分に応じて算出される数を超えない範囲で、条例で定めることとされており、本府にあっては、その上限は69人であります。

選挙区ごとの定数は、公職選挙法第15条第8項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただ、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定されています。

現行の選挙区ごとの議員の定数を見ると、05年国勢調査による人口速報値に基づき算出した議員一人当たりの人口較差は、最大「京田辺市及び綴喜郡」選挙区で3,10倍、3倍に近い選挙区は「西京区」で2,89倍、その他、2倍を超えている選挙区は、向日市、相楽郡であります。

また、人口が多いにもかかわらず、人口の少ない選挙区より議員定数が少ない逆転区は、19通りの組み合わせが生じています。1票の較差が2倍を超えることは、その選挙区の住民の1票は、2分の1以下の軽さとなるもので、法の精神、民主主義の根幹にかかわるものです。

そこで本議会では、本年7月以来、「議員定数問題」について、議長から「議会制度研究小委員会」に諮問があり、定数是正について調査研究を進めてきたものであります。

わが議員団は、定数是正の具体案として、05年国勢速報値をもとに、較差は2倍以内を目途に是正し、可能な限り逆転区の解消を図るために、2増2減、定数62人の案を提案してきました。

それは、ただいま提案している改正案で、西京選挙区の定数を2人から3人に、京田辺市・綴喜郡選挙区の定数を1人から2人に、いずれも増員し、南丹市・船井郡選挙区の定数を2人から1人に、舞鶴市選挙区の定数を3人から2人に、それぞれ減員するものであります。

この定数是正により、最大較差は、1,75となり、全選挙区が2倍以下になるものです。また、その結果として、逆転区は19通りから4通りになるもので、格差是正のための効果も大きく、きわめて現実的な提案であります。

そもそも、議員定数の問題は、単に行政の簡素化と同じ観点で論ずべきではありません。定数は、議会の審議能力を高めること、住民の意思を的確に反映することに基本を置くべきであります。地方議会の役割がますます増大している現在、定数の恣意的な削減や単純な一律削減ではなく、法に基づき適正に定数是正を図ることは、府民に対する責任でもあります。

民主主義と住民自治の理念に基づき、我が会派提案の改正案に、ご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

賛成討論

新井 進議員（日本共産党・京都市北区）

日本共産党の新井進です。

私は、ただいま議題となっています「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例の一部改正」について、わが党議員団提案の京田辺市・綴喜郡選挙区と西京区選挙区をそれぞれ1名増員し、南丹市・船井郡選挙区及び舞鶴市選挙区の定数をそれぞれ1名減らす案に賛成し、自民提出の改正案及び、民主・公明提出の改正案に反対する討論を行います。

わが党提案の改正案が、憲法と地方自治法、公選法にもとづき、府民の一票の権利を平等に保障し、地方自治を守る立場からの現実的な提案であることは、前窪議員の提案説明のとおりであります。この提案が、府民の常識から見ても最も道理ある、現実的なものであることは明らかです。

民主・公明提案の南丹市・船井郡区を1名減員する案は、本府議会の定数を、すでに法定定数69名から7名も削減し、62名となっているのをさらに減らそうとするもので、住民意思の議会と府政への反映をせばめ、議会の機能を弱めるものです。よって賛成することはできません。

自民提案の京田辺市・綴喜郡選挙区を1名増員し、京丹後市選挙区を1名減員する案は、きわめて党略的であります。京田辺市・綴喜郡選挙区を増員することは当然ですが、京丹後市で1名減とすることについては、もっとも1議員当たりの人口が少ない南丹市・船井郡選挙区、2番目に少ない舞鶴市選挙区をそのままにしておいて、3番目の京丹後市を減らそうというのですから、まったく道理はありません。しかも、西京区の2・89倍もの格差は残すもので、格差是正の名に値しません。これは憲法や公選法の精神からはずれ、府民を愚弄するとともに、提案者の見識のなさを府民の前に示すものです。

しかも、この道理のない自民案に、政党間の信義もなげすて、党利党略どころか、個利個略で擦り寄ることは、政治家としての節操すらなげすてるものです。

府民のくらしと地域が困難に陥っているとき、府民が府議会に求めているのは、府民の声を正しく反映し、ムダづかいをやめ、暮らしを守るための府政実現に、府議会がその役割をしっかりと果たすことです。同僚議員のみなさんが、党利党略でなく、府民に対し、誠実な対応をされることを強く求めて討論を終わります。